

■ Article (vol.3) ■ .....

「犯罪収益移転防止法」について

日税連副会長 池田隼啓(規制改革対策室長)

.....

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、法律という。)が、2月13日に閣議決定、4月1日の施行を目指し今通常国会に上程された。この法律は、テロ資金、マネーロンダリング対策の国際標準である「FATF勧告」に基づき制定される。施行後は、税理士を含む士業者も、金融機関等と同様に、顧客の本人確認、取引記録の作成・保存等の義務が課されることになる。以下に、法律の背景と概要を述べる。

1. FATF勧告とは

FATFとは、Financial Action Task Force on Money Laundering(資金洗浄に関する金融活動作業部会)の略称であり、マネーロンダリング及びテロ資金供与に関する対策と協力の推進を目的とする国際的な枠組みである。現在、OECD加盟国を中心に、31カ国・地域及び2国際機関が加盟している。

FATFは、1990年に、マネーロンダリング対策に関する国際的な基準となる「40の勧告」を策定し、金融機関による顧客の本人確認手続の精緻化等を各国に求めた。その後、2003年の改訂により、「40の勧告」の規制の対象業者が拡大され、弁護士、会計士、不動産業者、宝石商・貴金属商、カジノ等についても、金融機関と同様に、顧客の本人確認、取引記録の作成・保存及び疑わしい取引の届出を義務づけることが盛り込まれた。

FATF勧告は国際条約ではないが、一定の拘束力があり、勧告の遵守が不十分な国に対しては是正措置が発動されることもある。

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」は、FATF勧告を受け、日本国内でこれを実施するために制定される新法である。

2. 法律の概要

(1) 特定事業者

法律が規定する義務の対象となる事業者は、「特定事業者」とされ、金融機関、ファイナンシャルリース業者、クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者、郵便物受取・電話受付サービス業者、弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士等の43の事業者が含まれる。

(2) 税理士の義務

特定事業者のうち税理士等の士業者に課される義務は次のとおりである。

#### ①顧客の本人確認

特定事業者は、顧客との間で、特定業務の代理、代行を行う場合には、顧客の本人確認を行い、その記録を7年間保存しなければならない。

#### ②取引記録の作成、保存

特定事業者は、特定業務の取引記録を作成し、これを7年間保存しなければならない。ただし、少額の財産の処分等の場合は除外される。

ここでいう「特定業務」とは、税理士の場合、税理士法第2条もしくは第48条の5に定める業務、またはこれらに付随、関連する業務のうち、顧客のために行う次の行為についての代理または代行に係るものをいう。

- a. 宅地または建物の売買に関する行為または手続
- b. 会社の設立または合併に関する行為または手続、会社の組織、運営または管理に関する行為または手続（会社以外の法人、組合または信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為または手続を含む。）
- c. 現金、預金、有価証券、その他の財産の管理または処分（上記a. b. に該当するものを除く。）

つまり、税理士については、税務代理、税務書類の作成、税務相談、会計業務等のいわゆるコアの業務は義務の対象には含まれず、対象となる業務範囲は極めて限定的であるといえる。

法律の立案過程では、F A T F 勧告に沿って、本人確認義務と取引記録作成・保存義務に加え、收受した財産が犯罪による収益であることが疑われる場合には行政庁に届出するという「疑わしい取引の届出義務」が盛り込まれていた。しかしながら、士業者の職業法上の守秘義務との整合性、顧客との信頼関係の問題等を巡り、疑わしい取引の届出の義務づけは紛糾し、最終段階で、士業者は義務の対象から除外されることとなった。

#### （3）行政庁による指導、是正命令等

行政庁（税理士の場合は財務大臣）は、特定事業者に対し、指導、助言及び勧告をすることができ、特定事業者が規定に違反したときは、是正命令を発令することができることとされている。是正命令に違反したときは、罰則が適用されることになる。

#### （4）弁護士への取扱い

弁護士については、行政による監督に服さない士業者であることに鑑み、所用の調整が図られている。つまり、上記の本人確認、取引記録の作成・保存に相当する措置に関しては、法律が定める特定事業者の義務規定に準じて、日本弁護士

連合会の会則に定め、監督は同連合会が行うこととされている。

### 3. おわりに

この法律の施行を受け、税理士は「顧客の本人確認とその記録の作成・保存」、「取引記録の作成・保存」の二つの責務を負うことになるが、本人を確認する方法、確認する事項、取引について記録すべき事項等の詳細は、政省令に規定されることになっている。税理士が業務を行うに際し、これらの義務遂行が過重な負担とならないよう、関係行政機関との慎重な協議が必要である。

また、日本は、今秋、F A T Fの審査を受ける予定であるが、「疑わしい取引の届出義務」について5士業者（税理士、弁護士、公認会計士、司法書士、行政書士）を対象外としたことにより、法律の実効性が問われ、F A T F勧告を完全実施していないと判断される可能性もある。法律の動向を引き続き注視する必要があるだろう。

参照：

#### **「犯罪による収益の移転防止に関する法律」**

[http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki9/20070213\\_1.pdf](http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/kikakubunseki/bunseki9/20070213_1.pdf)

以 上